

案件 3 特殊建築物の敷地の位置について

(1) 関連する議案

第 9 号議案 特殊建築物の敷地の位置について

(2) 特殊建築物とは

卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等）

ア 制度概要について（建築基準法関係）

特殊建築物の建築にあたっては、一定の規模を超える場合、都市計画で決定しているもの以外は、都市計画審議会の議を経て許可が必要（建築基準法第 51 条）。

ごみ焼却場その他の処理施設においては、許可を受けた処理能力の 1.5 倍を超える場合、再度、許可が必要（建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第一項第 5 号）。

(3) 申請概要

ア 趣旨

建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、中部リサイクル株式会社が設置する特殊建築物の敷地の位置について、一般廃棄物を適正に処理し、再利用するため、ばいじん、焼却灰、ガラスくずの溶融に係る処理能力を増加しようとするもの。

イ 内容

名 称	位 置	面 積	備 考
中部リサイクル株式会社 本社工場	名古屋市港区昭和町 18 番 41 他 6 筆の各一部	44,208.25 平方メートル	一般廃棄物処理施設 ばいじん、焼却灰、ガラスくずの溶融 81.5 t/日

ウ 経緯

事 項	許可日等	備 考
当初許可	平成 12 年 3 月 16 日	ばいじん、焼却灰の溶融 45 t/日

（ 変更 平成 23 年 12 月 7 日 ばいじん、焼却灰、ガラスくずの溶融
67.2 t/日 ）